

措置通知書

環境部 環境政策課

報告を受けた事項	措置状況
<p>2. 契約事務</p> <p>① 佐世保市環境センター警備業務委託契約ほかの変更契約において、佐世保市事務処理規程第7条第30号で「…1件300万円以上600万円未満の経費の支出負担行為に関すること。」は部長の専決事項と規定されているにもかかわらず、変更契約締結伺について部長の決裁を受けていなかった。</p> <p>② 公衆便所清掃業務（JR佐世保駅高架下）委託契約において、仕様書で定められた年始期間の夜間清掃の履行確認を行わないまま、委託料の支払いを行っていた。</p>	<p>基幹要綱第2条の4の規定の認識不足により、長期継続契約の決裁区分を契約総額ではなく、年度ごとの支出負担額で誤って判断していたものです。</p> <p>今回の指摘を受け、令和3年11月2日に部長決裁を受けました。</p> <p>今後は関係規程等を確認の上で起案を行うよう、周知徹底しました。また、決裁区分の情報共有について早見表を作成、導入を行いました。</p> <p>実際には清掃業務を行っていたものの、報告書の履行状況が一部記載されておらず、確認を行わないまま委託料の支払いを行っていたものです。</p> <p>今後は再発防止のため、報告書の検収時に報告内容に仕様書と異なる点がないか業務履行の確認を十分行い、契約事務チェックシートによる再確認を行うよう周知徹底しました。</p>

措置通知書

環境部 環境保全課

報告を受けた事項	措置状況
<p>2. 契約事務</p> <p>③ 「リース終了物件引取費用及びデータ消去作業」の業務において、佐世保市財務規則第177条第1項及び佐世保市財務規則事務取扱要領3(1)イ(1)で「…決定業者の見積書は徴する。」と規定されているにもかかわらず、業務履行前に決定業者からの見積書を徴していなかった。</p>	<p>業務の履行前に業者から電話により見積額を確認していたものの、履行後に見積書を徴していたものです。</p> <p>今後は、関係規程を十分に確認の上、業務履行前に見積書を徴するよう周知徹底しました。</p>

措置通知書

環境部 廃棄物減量推進課

報告を受けた事項	措置状況
<p>1. 収入事務</p> <p>① 粗大ごみ受付センター電話料（雑入）において、佐世保市財務規則第66条の2で「納期限について、法令又は契約若しくは処分に定めがないときは、納人及び債権金額を確認した日から20日以内における適宜の納期限を定めるものとする。」と規定されているにもかかわらず、納期限が20日より後の日付になっているものがあった。</p> <p>② 手数料の収納において、佐世保市財務規則第78条第1項で「出納員等が、歳入金を収納したときは、…その日又はその翌日までに公金銀行等に払い込まなければならない。」と規定されているにもかかわらず、払い込みが遅れているものがあった。</p> <p>2. 契約事務</p> <p>④ リサイクルショップ連携チラシデザイン作成業務委託契約において、佐世保市財務規則第177条第1項及び佐世保市財務規則事務取扱要領3(1)ア(1)で「…ただし、決定業者の見積書は徴する。」と規定されているにもかかわらず、決定業者からの見積書を徴していなかった。</p> <p>⑤ 佐世保市家庭系燃やせないごみ及び資源物収集運搬業務委託契約ほかにおいて、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号の規定によらない契約であるにもかかわらず、佐世保市財務規則第144条第6号を</p>	<p>財務規則の認識はあったものの、歳入調定伺の決裁後に納付書の納期限を確認せず発送したものです。</p> <p>今回の指摘を受け、歳入調定伺作成時に納期限を確認して発送するよう徹底するとともに、また「リスク管理調査表」に登載しました。</p> <p>財務規則の認識はあったものの、担当者が不在時の体制が整備されておらず、収納した翌日に歳入金の払い込みを行っていなかったことによるものです。</p> <p>今回の指摘を受け、日々の課内のスケジュール表に入金がある場合、「払込あり」と表示をするよう周知徹底するとともに「リスク管理調査表」に登載しました。</p> <p>財務規則等の認識はあったものの、参考見積として徴した見積書をそのまま使用して事務処理を行ったことによるものです。</p> <p>今後は、課内決裁前に必要書類のチェックを行い、決裁後においても更に確認するよう周知徹底するとともに、「リスク管理調査表」に登載しました。</p> <p>財務規則の改正を十分確認しないまま事務処理を行っていたことによるものです。</p> <p>今回の指摘を受け、契約保証金免除に該当する契約と確認したうえで、適用すべき財務規則第144条の各号に改めた契約書に修正致しました。また、各種法令等の再確認を周知徹底するとともに、「リスク管理調査</p>

措置通知書

環境部 廃棄物減量推進課

報告を受けた事項	措置状況
<p>適用し、契約保証金を免除していた。</p> <p>⑥ 佐世保市家庭系ごみ有料化事務処理業務委託契約において、仕様書で「…取りまとめた受領書（市控え）は、月次で配送月の翌月5日までに甲へ届けること。」と定めているにもかかわらず、期日までに提出させているか確認できなかった。</p>	<p>表」にも登載しました。</p> <p>提出された受領書について、受付印を押印しておらず、業務履行の確認が十分にできなかったものです。</p> <p>今後は、受付印を押印するなど、仕様書の履行確認を徹底し、また、契約事務チェックシートによる確認を行うとともに、「リスク管理調査表」にも登載しました。</p>

措置通知書

環境部 廃棄物指導課

報告を受けた事項	措置状況
<p>1. 収入事務</p> <p>③ 雑入の調定において、佐世保市事務処理規程第7条第6号で「…税外収入（条例、規則等で確定しているものを除く。）の徴収…に関する事。」は部長等専決事項と規定されているにもかかわらず、部長の決裁を受けていないものがあった。</p>	<p>佐世保市情報公開条例施行規則第17条第2項に情報公開に関する写しの交付に要する費用が規定されていたため、課長専決事項と判断していました。</p> <p>しかし、当該雑入には郵送に関する費用が含まれていたため、本来は部長等専決事項とするべきものでした。</p> <p>今回の指摘を受け、令和3年10月13日に部長決裁を受けました。</p> <p>今後、同様の誤りを繰り返さないよう改めて課内研修を行うとともに、事案ごとに条例、規則の再確認を行うよう周知しました。</p>

措置通知書

環境部 施設課

報告を受けた事項	措置状況
<p>2. 契約事務</p> <p>⑦ クリーンピュアとどろき乾燥汚泥等運搬業務委託契約において、佐世保市業務委託の契約事務に関する基幹要綱第7条第1項で「予定価格は、…積算価格の100円未満の端数を切り捨てた額に、消費税等相当額を加算する方法により行うものとする。」と規定されているにもかかわらず、誤った金額を予定価格として設定していた。</p>	<p>基幹要綱第7条第1項に規定されているにもかかわらず、100円未満の端数を切り捨てずに予定価格を設定していたものです。</p> <p>今後は、同要綱第7条条文を再認識するとともに、予定価格設定時に関係条文の書類を添付し、誤った予定価格の設定とならないよう周知徹底しました。</p>